

大阪狭山市監査委員告示第 10 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 2 年 (2020 年) 11 月 25 日

大阪狭山市監査委員
北 井 末 廣
上 谷 元 忠

監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査
なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

1 対象グループ

(1)財政グループ

- ・基金積立金
- ・特別会計繰出金（池尻財産区特別会計）
- ・特別会計繰出金（茱萸木財産区特別会計）
- ・庁舎管理事業
- ・共済事務事業
- ・公有財産管理事業
- ・財政管理事業
- ・地方公会計整備事業
- ・公用車管理事業
- ・特別会計繰出金（国民健康保険特別会計）
- ・特別会計繰出金（介護保険特別会計）
- ・特別会計繰出金（後期高齢者医療特別会計）
- ・水道事業会計繰出金
- ・下水道事業会計繰出金
- ・元金償還金（公債費）
- ・利子償還金（公債費）
- ・予備費
- ・一般管理事業（池尻財産区特別会計）
- ・一般管理事業（半田財産区特別会計）
- ・一般管理事業（東野財産区特別会計）
- ・一般管理事業（今熊財産区特別会計）
- ・一般管理事業（岩室財産区特別会計）
- ・一般管理事業（茱萸木財産区特別会計）

(2)税務グループ

- ・税務管理事業
- ・市民税賦課・課税事業
- ・諸税賦課・課税事業
- ・固定資産税賦課事業
- ・市税徴収事業
- ・納税奨励事業

(3)債権管理グループ

・滞納債権管理事業

2 対象事務

令和2年4月1日から令和2年9月30日まで（必要に応じて令和元年度を含む。）
に執行された財務に関する事務

第3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、不正、不適切な事務処理等の予防、発見、修正という合规性に主眼を置き、財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを着眼点として実施した。

第4 監査の実施内容

当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求めこれを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施するとともに切手の出納事務等については実査を行った。

また、調査票により情報収集を行った当該財務事務の内部統制の整備及び運用状況により、監査対象のリスクの内容及び程度を検討のうえリスクの識別を行い、事故等の発生する可能性が高い事務事業に重点を置いた監査を実施した。

第5 実施場所及び日程

大阪狭山市役所庁舎内において令和2年10月6日から令和2年10月23日まで実施した。

第6 監査の結果

財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。
今後も引き続き適正な事務の執行に努められたい。